

様式 1 公表されるべき事項

国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学(法人番号 8150005002309)の役職員の報酬・給与等について

I 役員報酬等について

1 役員報酬についての基本方針に関する事項

① 役員報酬の支給水準の設定についての考え方

当該法人の主要事業は教育・研究事業である。役員報酬水準を検討するにあたって、他の国立大学法人、国家公務員のうち、常勤職員数(当該法人351人)や教育・研究事業で比較的同等と認められる、以下の法人等を参考とした。

(1) 国立大学法人北陸先端科学技術大学院大学…当該法人は、同様に大学院だけで構成される国立大学法人として教育・研究事業を実施している(常勤職員数約300人)。公表資料によれば、平成26年度における法人の長の年間報酬等の総額は16,695千円であり、役員報酬規程に記載された本俸額等を勘案すると、平成27年度の報酬(給与)は11,808千円と推定される。同様の考え方により、理事については10,008～7,608千円、理事(非常勤)については1,800千円、監事(非常勤)については1,800千円と推定される。

(2) 事務次官年間報酬額…22,490千円

② 平成27年度における役員報酬についての業績反映のさせ方(業績給の仕組み及び導入実績を含む。)

12月の賞与において、勤務成績が標準な場合は勤勉手当基準額に100分の85を乗じることになるが、勤務成績が優秀な場合には100分の104.5を乗じることにより、業績を手当額に反映させている。

③ 役員報酬基準の内容及び平成27年度における改定内容

法人の長

常勤役員の報酬は、本学役員報酬規程に則り、基本給及び諸手当(地域手当、広域異動手当、通勤手当、単身赴任手当、期末手当及び勤勉手当)としている。月額については、基本給(984千円)に地域手当、広域異動手当、通勤手当、単身赴任手当を加算して算出している。期末手当については、期末手当基準額(基本給+地域手当+広域異動手当+(基本給+地域手当+広域異動手当)×100分の25+基本給×100分の20)に6月に支給する場合においては100分の62.5、12月に支給する場合においては100分の77.5を乗じ、さらに基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間に応じた割合を乗じて得た額としている。勤勉手当については、勤勉手当基準額(基本給+地域手当+広域異動手当+(基本給+地域手当+広域異動手当)×100分の25+基本給×100分の20)にその者の職務実績に応じて長が定める割合を乗じ、さらに基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間に応じた割合を乗じて得た額としている。

なお、平成27年度では、給与法指定職の改定に準拠し、以下の改定を行った。

- ① 基本給の水準を約2%引き下げ(ただし3年間の現給保障の経過措置あり)
- ② 広域異動手当、単身赴任手当の引き上げ
- ③ 基本給について、1,000円引き上げ
- ④ 勤勉手当の支給率について、年間0.05ヶ月分の引き上げ

理事

常勤役員の報酬は、本学役員報酬規程に則り、基本給及び諸手当(地域手当、広域異動手当、通勤手当、単身赴任手当、期末手当及び勤勉手当)としている。月額については、基本給(646～834千円)に地域手当、広域異動手当、通勤手当、単身赴任手当を加算して算出している。期末手当については、期末手当基準額(基本給+地域手当+広域異動手当+(基本給+地域手当+広域異動手当)×100分の25+基本給×100分の20)に6月に支給する場合においては100分の62.5、12月に支給する場合においては100分の77.5を乗じ、さらに基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間に応じた割合を乗じて得た額としている。勤勉手当については、勤勉手当基準額(基本給+地域手当+広域異動手当+(基本給+地域手当+広域異動手当)×100分の25+基本給×100分の20)にその者の職務実績に応じて長が定める割合を乗じ、さらに基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間に応じた割合を乗じて得た額としている。

なお、平成27年度では、給与法指定職の改定に準拠し、以下の改定を行った。

- ①基本給の水準を約2%引き下げ(ただし3年間の現給保障の経過措置あり)
- ②広域異動手当、単身赴任手当の引き上げ
- ③基本給について、1,000円引き上げ
- ④勤勉手当の支給率について、年間0.05ヶ月分の引き上げ

理事(非常勤)

非常勤役員の報酬は、本学役員報酬規程に則り、基本給(月額163千円)のみとしている。

監事

該当者なし

監事(非常勤)

非常勤役員の報酬は、本学役員報酬規程に則り、基本給(月額94千円)のみとしている。

2 役員の報酬等の支給状況

役名	平成27年度年間報酬等の総額				就任・退任の状況		前職
	千円	千円	千円	千円	就任	退任	
法人の長	17,084	11,808	4,567	708 (地域手当)			
A理事	14,956	10,008	3,871	600 (地域手当) 476 (通勤手当)	4月1日		
B理事	14,530	10,008	3,871	600 (地域手当) 50 (通勤手当)	4月1日		
C理事	12,956	7,608	3,427	1,369 (地域手当) 552 (単身赴任手当)	4月1日		◇
D理事 (非常勤)	1,956	1,956	0	0	4月1日		
A監事 (非常勤)	1,128	1,128	0	0			
B監事 (非常勤)	1,128	1,128	0	0		3月31日	※

注1:総額、各内訳について千円未満切り捨てのため、総額と各内訳の合計額は必ずしも一致しない。

注2:「地域手当」とは、民間の賃金水準が高い地域に勤務する役員に対し、物価等も踏まえて給与水準の調整を図るために支給されているものである。

注3:「前職」欄の「◇」は役員出向者、「※」は独立行政法人等の退職者であることを示す。

II 職員給与について

1 職員給与についての基本方針に関する事項

① 職員給与の支給水準の設定等についての考え方

当該法人職員の給与水準を検討するにあたって、他の国立大学法人等、国家公務員のほか、平成27年度職種別民間給与実態調査によるデータのうち、企業規模別(当該法人351人)・職種別平均支給額を参考にした。

(1) 国立大学法人北陸先端科学技術大学院大学…当該法人は、大学院だけで構成される国立大学法人であり、法人規模についても同等(常勤職員数約300人)となっている。

(2) 国家公務員…平成27年度において、国家公務員のうち行政職俸給表(一)の平均給与月額 は408,996円となっており、全職員の平均給与月額は416,455円となっている。

(3) 職種別民間給与実態調査において、当該法人と同等の規模や職種の大学卒の4月の平均支給額は194,598円となっている。

② 職員の発揮した能率又は職員の勤務成績の給与への反映方法についての考え方(業績給の仕組み及び導入実績を含む。)

職員の勤務成績を考慮して、昇給・昇格の実施及び賞与における勤勉手当の成績率を決定している。

③ 給与制度の内容及び平成27年度における主な改定内容

職員の給与は、本学職員給与規程に則り、基本給、基本給の調整額及び諸手当(管理職手当、初任給調整手当、扶養手当、地域手当、広域異動手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、超過勤務手当、休日手当、夜勤手当、期末手当及び勤勉手当)としている。

期末手当については、期末手当基準額(基本給の月額+扶養手当+地域手当+広域異動手当、役職段階別加算額+管理職加算額)に6月に支給する場合には100分の122.5(管理職加算額が加算される者は100分の102.5)、12月に支給する場合には100分の137.5(管理職加算額が加算される者は100分の117.5)を乗じ、さらに基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間に応じた割合を乗じて得た額としている。

勤勉手当については、勤勉手当基準額(基本給の月額+地域手当+役職段階別加算額+管理職加算額)にその者の職務実績に応じて長が定める割合を乗じ、さらに基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間に応じた割合を乗じて得た額としている。

なお、平成27年度では、給与法の改定に準拠し、以下の改定を実施した。

- ① 基本給表の水準を平均2%引き下げ(ただし3年間の現給保障の経過措置あり)
- ② 広域異動手当、単身赴任手当の引き上げ
- ③ 全基本給表について若年層を中心に平均0.4%引き上げ
- ④ 初任給調整手当の引き上げ
- ⑤ 勤勉手当の支給率について年間0.10ヶ月分の引き上げ

2 職員給与の支給状況

① 職種別支給状況

区分	人員	平均年齢	平成27年度の年間給与額(平均)			
			総額	うち所定内		うち賞与
				うち通勤手当		
常勤職員	人 278	歳 42.7	千円 6,967	千円 5,134	千円 121	千円 1,833
事務・技術	人 126	歳 39.2	千円 5,499	千円 4,094	千円 149	千円 1,405
教育職種 (大学教員)	人 151	歳 45.5	千円 8,198	千円 6,007	千円 98	千円 2,191
その他医療職種 (看護師)	人 1	歳 -	千円 -	千円 -	千円 -	千円 -

注1: 常勤職員については、在外職員、任期付職員及び再任用職員を除く。

注2: 在外職員、任期付職員、再任用職員及び非常勤職員については、該当者がいないため省略した。

注3: 常勤職員のその他医療職種(看護師)については、該当者が1人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、人数以外は記載していない。

【年俸制適用者】

区分	人員	平均年齢	平成27年度の年間給与額(平均)			
			総額	うち所定内		うち賞与
				うち通勤手当		
千円	千円	千円	千円	千円		
常勤職員	9人	43.5歳	8,813	8,813	37	0
教育職種 (大学教員)	9人	43.5歳	8,813	8,813	37	0

区分	人員	平均年齢	平成27年度の年間給与額(平均)			
			総額	うち所定内		うち賞与
				うち通勤手当		
千円	千円	千円	千円	千円		
非常勤職員	56人	42.8歳	5,193	5,193	0	0
教育研究系 有期契約職員	56人	42.8歳	5,193	5,193	0	0

注1:常勤職員については、在外職員、任期付職員及び再任用職員を除く。

注2:在外職員、任期付職員、再任用職員については、該当者がいないため省略した。

注3:非常勤職員の教育研究系有期契約職員とは、特任教員及び研究員の職種を示す。

3 役員の報酬水準の妥当性について

【法人の検証結果】

法人の長

国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学は、世界に認知された教育研究拠点として、世界に開かれた教育研究環境の下、次代に貢献する最先端の科学技術研究を推進するとともに、その成果に基づく高度な教育により人材を養成し、科学技術の進歩と持続的で健全な社会の形成に貢献することを使命としている。

そうした中で、国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学の学長は、この使命を達成するため、職員数約350名の法人の代表としてその全体を統括するとともに、強いリーダーシップを発揮し、重点戦略経費等によるプロジェクトの重点的推進、将来を見据えた戦略的な教員人事を行うなど、その職務内容は多岐にわたっている。

なお、国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学では、学長の報酬月額を法人化移行前の国家公務員指定職俸給表の俸給月額を踏まえて決定しているが、学長の職務内容の特性は上記のとおり法人化移行前と同等以上であると言える。

こうした職務内容の特性や、他の大学院大学等との比較を踏まえると、報酬水準は妥当であると考えられる。

理事

国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学の理事は、学長を補佐し、学長が指定する複数の業務を掌理するなど、その職務内容は多岐にわたっている。

なお、国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学では、理事の報酬月額を法人化移行前の国家公務員指定職俸給表の俸給月額を踏まえて決定している。

こうした職務内容の特性や、他の大学院大学等との比較を踏まえると、報酬水準は妥当であると考えられる。

理事(非常勤)

国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学の理事(非常勤)は、将来構想にかかる特命事項のほか、当該法人の運営に関して様々な助言を行うなど、重要な役割を担っている。

こうした職務内容の特性や、他の大学院大学等との比較を踏まえると、報酬水準は妥当であると考えられる。

監事

該当者なし

監事(非常勤)

国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学の監事(非常勤)は、関係会議(役員会、経営協議会、教育研究評議会等)の出席、関係資料の閲覧・調査、役員及び関係部局からの聴取により監査を行うなど、重要な役割を担っている。

こうした職務内容の特性や、他の大学院大学等との比較を踏まえると、報酬水準は妥当であると考えられる。

【文部科学大臣の検証結果】

職務内容の特性や国家公務員指定職適用官職、他の同規模の国立大学法人等との比較などを考慮すると、役員の報酬水準は妥当であると考えられる。

4 役員の退職手当の支給状況(平成27年度中に退職手当を支給された退職者の状況)

区分	支給額(総額)	法人での在職期間		退職年月日	業績勘案率	前職
	千円	年	月			
法人の長	該当者なし					
理事	該当者なし					
監事	該当者なし					

5 退職手当の水準の妥当性について

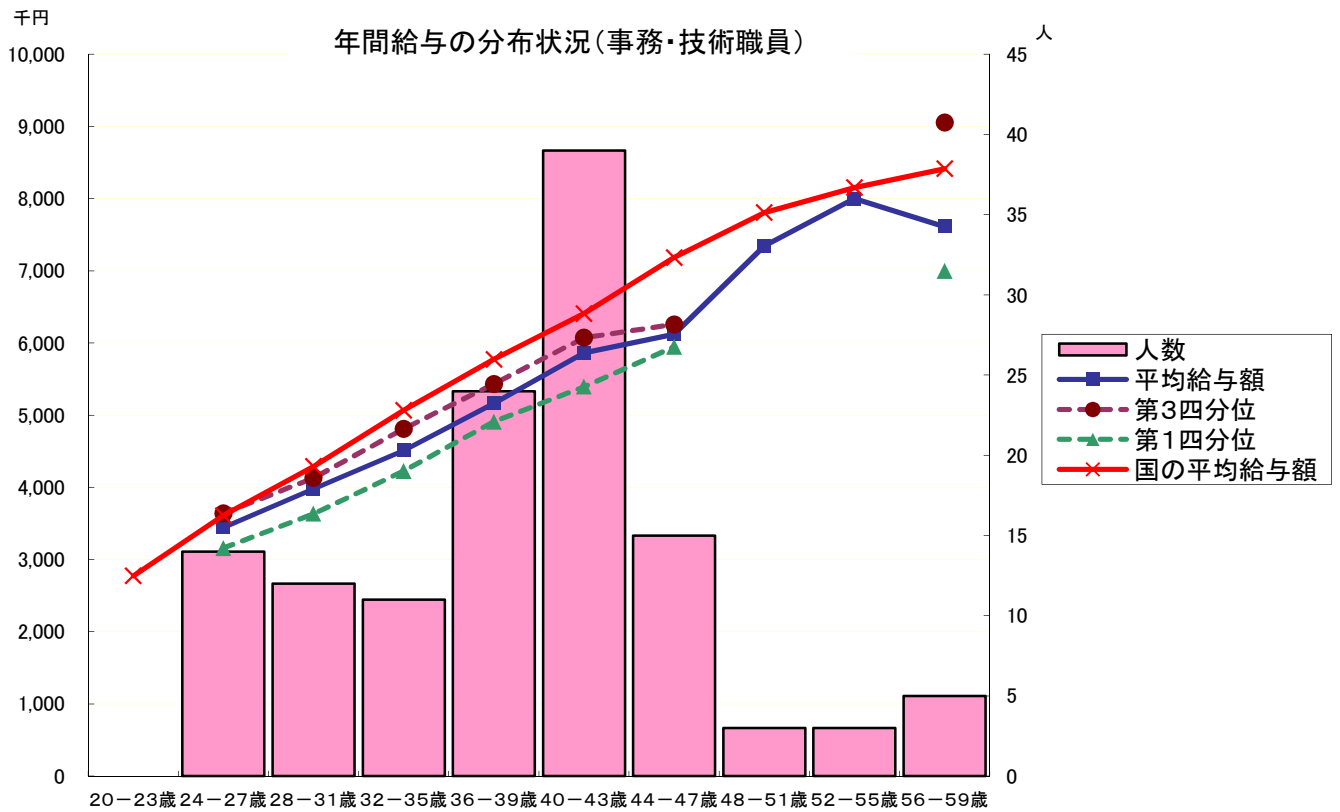
【文部科学大臣の判断理由等】

区分	判断理由
法人の長	
理事	
監事	

6 業績給の仕組み及び導入に関する考え方

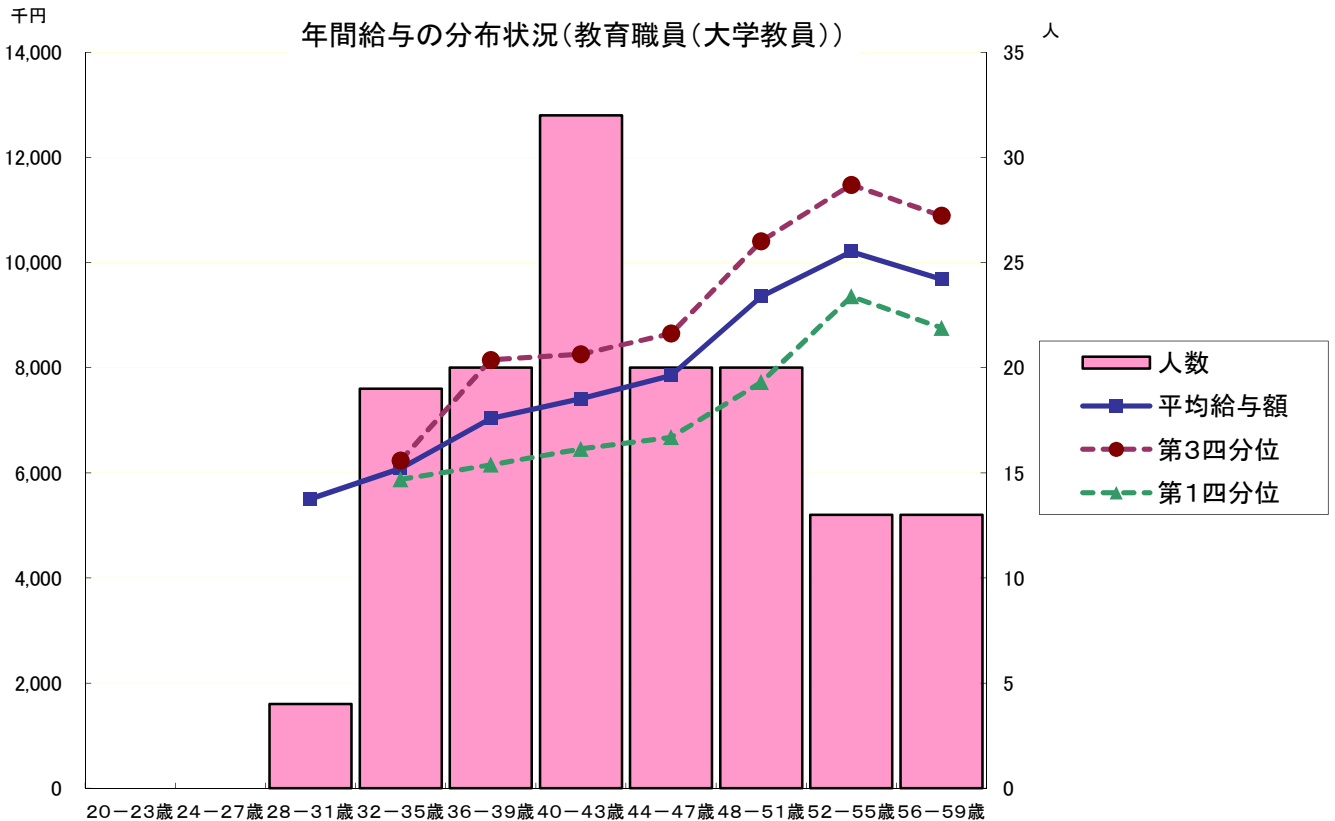
賞与において、役員の職務実績を考慮して、勤勉手当の成績率を決定している。

② 年齢別年間給与の分布状況(事務・技術職員／教育職員(大学教員))[在外職員、任期付職員及び再任用職員を除く。以下、④まで同じ。]



注1: ①の年間給与額から通勤手当を除いた状況である。以下、④まで同じ。

注2: 年齢48-51歳および52-55歳の該当者は3人であるため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、年間給与額の第1・第3分位については表示していない。



注: 年齢28-31歳の該当者は4人であるため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、年間給与額の第1・第3分位については表示していない。

③ 職位別年間給与の分布状況(事務・技術職員／教育職員(大学教員))

(事務・技術職員)

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	年間給与額	
			平均	(最高～最低)
	人	歳	千円	千円
部長	2	-	-	-
課長	6	48.2	8,179	8,827～7,475
課長補佐	7	51.6	6,833	7,578～6,206
係長	56	42.0	5,774	6,852～4,743
主任	21	37.2	4,928	5,702～4,279
係員	34	30.8	3,873	4,985～3,103

注1:「課長補佐」には課長補佐相当職である「専門員」を含み、「係長」には係長相当職である「専門職員」を含む。

注2:部長の該当者は2人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、平均年齢及び年間給与額は表示していない。

(教育職員(大学教員))

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	年間給与額	
			平均	(最高～最低)
	人	歳	千円	千円
教授	45	54.0	10,616	12,580～8,441
准教授	36	44.3	8,378	9,357～6,829
助教	67	40.2	6,349	7,215～5,261
助手	2	-	-	-
教務職員	1	-	-	-

注1:助手の該当者は2人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、平均年齢及び年間給与額は表示していない。

注2:教務職員の該当者は1人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、平均年齢及び年間給与額は表示していない。

④ 賞与(平成27年度)における査定部分の比率(事務・技術職員／教育職員(大学教員))

(事務・技術職員)

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理職員	一律支給分(期末相当)	% 60.7	% 58.9	% 59.8
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	% 39.3	% 41.1	% 40.2
	最高～最低	% 47.3～35.3	% 46.5～36.2	% 46.9～36.0
一般職員	一律支給分(期末相当)	% 63.6	% 58.9	% 61.0
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	% 36.4	% 41.1	% 39.0
	最高～最低	% 37.0～34.0	% 51.8～34.3	% 45.8～34.2

(教育職員(大学教員))

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理職員	一律支給分(期末相当)	% 63.6	% 57.2	% 60.0
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	% 36.4	% 42.8	% 40.0
	最高～最低	% 37.0～35.9	% 51.0～36.4	% 45.0～36.3
一般職員	一律支給分(期末相当)	% 63.6	% 60.5	% 61.9
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	% 36.4	% 39.5	% 38.1
	最高～最低	% 37.0～34.7	% 51.8～35.3	% 45.8～35.1

3 給与水準の妥当性の検証等

事務・技術職員

項目	内容
対国家公務員 指数の状況	<ul style="list-style-type: none"> ・年齢勘案 90.6 ・年齢・地域勘案 97.1 ・年齢・学歴勘案 88.6 ・年齢・地域・学歴勘案 96.7 (参考) 対他法人 101.3
給与水準の妥当性の 検証	<p>【支出予算の総額に占める国からの財政支出の割合 76%】 (国からの財政支出額 7,081百万円、支出予算の総額 9,283百万円：平成27年度予算)</p> <p>【累積欠損額 0円(平成26年度決算)】</p> <p>【管理職の割合 6.3%(常勤職員数126名中8名)】</p> <p>【大卒以上の高学歴者の割合 92%(常勤職員数126名中116名)】</p> <p>【支出総額に占める給与・報酬等支給総額の割合 25.7%】 (支出総額 9,574百万円、給与・報酬等支給総額 2,460百万円：平成26年度決算)</p> <p>【検証結果】 (法人の検証結果) 支出予算の総額に占める国からの財政支出の割合は50%を超えているが、累積欠損額がなく、支出総額に占める給与・報酬等支給総額の割合が25%程度であり、大卒以上の高学歴者の割合が92%と高いにも関わらず対国家公務員との比較指標も100を下回っていることから、給与水準は適切であると考えられる。</p> <p>(文部科学大臣の検証結果) 給与水準の比較指標では国家公務員の水準未滿となっていること等から給与水準は適正であると考え。引き続き適正な給与水準の維持に努めていただきたい。</p>
講ずる措置	引き続き、現在の給与水準を維持するよう努める。

○教育職員(大学教員)と国家公務員との給与水準の比較指標 96.2

(注)上記比較指標は、法人化前の国の教育職(一)と行政職(一)の年収比率を基礎に、平成26年度の教育職員(大学教員)と国の行政職(一)の年収比率を比較して算出した指数である。

〔なお、平成19年度までは教育職員(大学教員)と国家公務員(平成15年度の教育職(一))との給与水準(年額)の比較指標である。〕

4 モデル給与 (事務・技術職員)

- 22歳(大卒初任給、独身)
月額 176,700円 年間給与 2,768,000円
- 35歳(主任、配偶者・子1人)
月額 307,600円 年間給与 4,992,000円
- 45歳(係長、配偶者・子2人)
月額 376,100円 年間給与 6,101,000円

(教育職員(大学教員))

- 27歳(博士修了初任給、独身)
月額 285,400円 年間給与 4,470,000円
- 35歳(助教、配偶者・子1人)
月額 369,300円 年間給与 6,000,000円
- 45歳(准教授、配偶者・子2人)
月額 483,500円 年間給与 7,951,000円

5 業績給の仕組み及び導入に関する考え方

賞与において、職員の職務実績を考慮して、勤勉手当の成績率を決定している。

Ⅲ 総人件費について

区 分	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
給与、報酬等支給総額 (A)	千円 2,556,650	千円 2,504,281	千円 2,352,602	千円 2,240,442	千円 2,460,180	千円 2,587,235
退職手当支給額 (B)	千円 206,531	千円 98,660	千円 130,616	千円 68,717	千円 43,734	千円 140,389
非常勤役職員等給与 (C)	千円 1,134,964	千円 1,193,066	千円 1,148,497	千円 1,062,234	千円 1,041,583	千円 974,735
福利厚生費 (D)	千円 413,237	千円 437,993	千円 418,249	千円 417,627	千円 449,565	千円 475,545
最広義人件費 (A+B+C+D)	千円 4,311,382	千円 4,234,000	千円 4,049,964	千円 3,789,020	千円 3,995,062	千円 4,177,904

注1:「非常勤役職員等給与」においては、寄附金、受託研究費その他競争的資金等により雇用される職員に係る費用及び人材派遣契約に係る費用等を含んでいるため、財務諸表附属明細書の「18役員及び教職員の給与の明細」における非常勤の合計額と一致しない。

総人件費について参考となる事項

「給与、報酬等支給総額」について、前年度比127,055千円(5.1%)の増となったのは、欠員補充が進んだことにより、給与支給対象となる教職員数が増加したこと、及び「一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律」の施行を踏まえ、国家公務員に準じ、勤勉手当の支給率について、年間0.10ヵ月分の引き上げを実施したこと、加えて年俸制導入に伴い、年俸制適用者の給与に退職手当相当分が含まれていることが、主な要因であると考えられる。

「最広義人件費」について、前年度比182,842千円(4.5%)の増となった要因としては、「非常勤役職員等給与」が、減額となったものの、上述の「給与、報酬等支給総額」の増額、及びそれに伴う「福利厚生費」が増額となったこと、また退職手当を支給した人員が増加したことによる「退職手当支給額」が増額したことによるものであると考えられる。

Ⅳ その他

特になし